



発行
日本共産党
寝屋川議員団
072-823-0058
FAX: 823-4336
No. 3484
寝屋川市会議員
中林かずえ
宝町4-33
090-3944-8385
寝屋川市会議員
松尾信次
下木田町12-6
090-3056-9924
寝屋川市会議員
西田まさみ
石津中町30-3
090-9713-3588
前寝屋川市会議員
太田とおる
高柳2-49-2
080-3818-9722

第2次ターミナル化推進計画(素案)

市内の公共施設の新たな提案

保健所を集約化なども

第2次ターミナル化推進計画(素案)のパブリックコメント(5月1日~31日まで)が始まっています。

第1次ターミナル化構想に続き、アドバンス1号館屋上の活用や中央高齢者福祉センター移転、保健所の保健福祉センターへの集約化などの新たな提案がされています。

●検討に当たっての考え方

(1)将来にわたる市民負担の軽減やダウンサイジング、市民の利便性向上を目的に区分に整理して進める。

- ①ターミナル施設(寝屋川市駅周辺に配置)
- ②準ターミナル施設(4駅周辺に配置)
- ③地域施設(各地域に配置)

④分類が難しい施設(図書館、生涯学習施設、子育て支援施設)に分けてあり方を検討する。
(3) 高齢化の進行に対応した施設を検討する。

●第2次ターミナル化推進計画

1段階~5段階で各公共施設について新たな提案がされています。

意見の提出先・問合せ先

市財務部資産活用課(市役所本館2階)
〒572-8555 寝屋川市本町1番1号
TEL072-825-2218 FAX 072-825-2498
e-mail:shisankatsuyo@city.neyagawa.osaka.jp

メーカーに参加 最低賃金の引き上げを



5月1日枚方河川敷での、第60回寝屋川枚方交野地区メーカーに、各市の議員団が参加しました。能登半島地震の復興支援、裏金問題徹底究明、憲法9条を生かした平和外交、賃上げ問題などが語られました。

第2次ターミナル化推進計画(素案)概要

第1段階	(仮称)駅前庁舎:	市民サービス部、こども部を配置し「乳幼児健診会場」を設置。2025年度の開設めざす
	駐車場の整備:	アルカスホール横の民間駐車場を確保
第2段階	(仮称)こども専用図書館:	子育て機能をあわせ持った施設として、2026年度の開設めざす
第3段階	生涯学習施設:	アドバンス1号館5階に設置
	中央高齢者福祉センター:	アドバンス1号館5階に中核施設として設置 2026年度の開設をめざす
	アドバンス屋上施設:	各種イベント・レクレーション機能を有する施設として2026年度の開設をめざす
第4段階	市役所本庁舎:	池の里市民交流センターから福祉部を移転
第5段階	保健福祉センター:	八坂町の保健所機能を1か所に集約化
	池の里市民交流センター:	旧教育研修センター内の図書館西分館を移設
	消費生活センター:	産業振興センターへの配置を検討

認定書の活用で医療・介護費用が軽減に

高齢者の負担軽減 障害者控除対象者認定



65歳以上で、介護保険の介護認定をうけている場合で、本人や家族の税負担を軽くする制度があります。障害者手帳を持っていないくても市が「障害者に準ずる」と認定することによって同じ控除が可能になります。「障害者控除対象者」

気軽に相談を

- ★対象者
 - 障害者：知的障害者（軽度・中度）に準ずる人
 - 身体障害者（3級～6級）に準ずる人
 - 特別障害者：知的障害者（重度）に準ずる人
 - 身体障害者（1級・2級）に準ずる人
- ★申請書を受付してか

認定」を活用して非課税になれば、所得税、住民税だけでなく、介護保険料や、国民健康保険や後期高齢者医療保

険の医療費限度額・食事代が安くなり、特別養護老人ホームなどの介護入所施設の負担軽減の対象にもなります。

者証
★申請窓口 市高齢介護室(池の里市民交流センター内) 072-8380518

法律相談のご案内

日時:5月16日(木)
午後6時半～
場所:寝屋川市委員会
事前予約お願いします

固定資産税の減免 最大半額に

5月末迄の申請で年額が対象に

2024年度の固定資産税の減免については昨年と同じです。昨年度減免の実績の

ある方には、減免申請用紙が送付されます。納期は4期ですが、1期納期(5月31日)まで

の申請で、年額総額が減免対象になります。窓口は市市民サービス部固定資産税担当へ。

議員日誌



中林 かずえ

「日本共産党の100年史を学び市政報告を聞く会」の開催で、私は市政報告を担当しました。100年史を語っていただいたのは、劇団で俳優をされているSさんと、私と同一年の男性です。

今回「100年史を学ぶ会」は、2回目で1945年～1969年についてのお話でした。この時期は、終戦、新憲法の公布、初の参議院選挙で日本共産党が4議席獲得した時期でした。

ところが、朝鮮戦争が起る前後から、日本共産党への弾圧が始まり、三鷹、松川事

件などのように、無実を勝ち取るのに10数年もかかった「犯人でうちあげ事件」が起りました。日本共産党はそういう逆風を乗り越えて頑張ってきた政党であること等……(省略)

4歳の子どもさんを連れた20代の女性が参加されており、感想をお聞きすると「学校の歴史にはなかったお話でした」ということで、赤旗日曜版を読んでいただけるとになりました。今回は、★7月(1970年～2000年) ★11月(2000年～現代)が予定され、私も楽しみにしています。

固定資産税の減免について

●半額減免

- 以下全ての条件に該当する市民
- ① 65歳以上・特別障害者・寡婦又は寡夫のいずれかに該当する人(前年度1月1日現在)
- ② 非課税世帯であること。65歳以上は前年所得135万円以下(年金年額で245万円以下)
- ③ 自己居住用で、家屋の床面積が70平方m以下であること(営業用は対象外)
- ④ 固定資産税の年額が5万円以下であること

●1～4割減免

生活が困難して支払えない特別な事情がある場合の申請には、納税が困難な事情を証する書類と通帳の写しが必要です。

★私道の非課税措置

個人所有の私道の非課税申請が認められると5年間遡り税金が還付されます。所定用紙で申請、市の調査があります。

